

藤枝市内の事業所の皆様へ！

働きやすい職場環境の認定を受けてみませんか！

藤枝市では、「働きやすい職場環境づくり」に取り組んでいる事業所を認定する制度が令和5年7月からスタート！ぜひお申込みください。

対象
事業所

市内に主たる事業所を有する法人（本店、支店、営業所等
対外的に独立して事業活動を行っているもの）
※福祉事業所や財団法人、NPO等も可。



ふじえだ市 はたらきやすい
職場環境認定事業所

認定事業所への特典

メリット その1

藤枝市に認定された事業所であることを自社のHPやチラシにてPRできます。

メリット その2

市内の特定の金融機関から従業員を対象とした、各種ローンの金利の優遇を受けることができます。

メリット その3

認定事業者が行う、働き方改革に関する研修等の講師費用の助成が受けられます。

メリット その4

藤枝市の総合評価落札方式（特別簡易型）での評価点が増加されます。

メリット その5

中小企業に対する設備投資資金利子補給の上乗せを受けることができます。

メリット その6

藤枝市のHPや情報誌などで、認定事業所の取組をPRします。



研修等、講師費用の
助成を受けられます！



各種ローンの金利の
優遇を受けられます！

認定要件

チェックシートによる採点で、基準点を満たせば認定されます。

チェック項目

1 職場環境の向上に関する取組

オフィス環境の整備や法令を上回る有休休暇制度等

2 働き方改革の推進に関する取組

残業削減、有休休暇消化のための取組等

3 多様な人材の活躍に関する取組

育児・介護休業や障害者雇用等

4 健康経営の推進に関する取組

従業員の健康管理に関する取組等

・認定の有効期間は3年とします。ただし年1回、市が行う調査にご協力いただいた場合は、有効期間を1年延長します。



お問い合わせ・お申込先



男女共同参画・多文化共生課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所東館4階
TEL.054-643-3198 FAX.054-643-3327 ✉メール danjo@city.fujieda.lg.jp

詳しくはホームページへ

藤枝市働きやすい職場環境



詳しくはこちらの
QRコードから

